

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

区 分	公務員				民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	55.8 歳	15 人	370,780 円	427,627 円			
うち自動車運転手	55.3 歳	7 人	394,743 円	467,471 円	自家用自動車運転者	48.1 歳	331,300 円
うちその他技能労務職	56.0 歳	8 人	349,713 円	392,700 円			

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
全 体	-	-	-	-	-	-	-	-	2人	5人	8人	-	15人
うち自動車運転手	-	-	-	-	-	-	-	-	2人	-	5人	-	7人
うちその他技能労務職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5人	3人	-	8人

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

一般行政職給料表の4級までを適用

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当を支給

ウ 昇給基準

毎年4月1日に、勤務成績に応じて、4号給（57歳以上の場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、新規採用を行っておらず、退職者不補充の措置をとっており、今後も同様の措置を継続する。また、給与面については、平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施してきたところであり、今後も他の自治体等の動向を注視し、適宜改正等の検討を行っていく。

3 具体的な取組内容

平成19年度に技能労務職に係る特殊勤務手当である道路作業手当の廃止を行った。また、運転業務や給食調理業務については既に一部民間委託を実施してきており、他の業務を含めて民間業務の拡充について検討を行っていく。